

制定日	平成 28 年 4 月 1 日
改訂日	平成 29 年 4 月 1 日
施行日	平成 29 年 4 月 1 日
版 数	第 2 版

受水槽方式の共同住宅等における各戸メーターの
設置と戸別検針及び料金徴収に関する実施基準

1. 総則

1 水道事業の管理者の権限を行う企業長（以下「企業長」という。また、企業長不在の場合は「管理者職務代理人」と読み替える。）は、貯水槽水道についての管理責任を当該貯水槽水道の利用者又は設置者が負うことを原則として、貯水槽の区分を以下に掲げる。

(1) 貯水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの

設置又は使用する貯水槽水道が、水道法（昭和32年法律第177号、以下「法」という。）第3条第7項に規定された「簡易専用水道」で、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものに該当するときは、同法34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない（群馬東部水道企業団給水条例（平成28年群馬東部水道企業団条例第21号、以下「給水条例」という。）第39条第1項）。

(2) 貯水槽の有効容量の合計が10m³以下のもの

(1)の「簡易専用水道」以外の貯水槽水道の設置者は、企業長の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。（給水条例第39条第2項）

2 企業長は、給水装置の施工基準及びその他の法令等に適合して設置、管理される貯水槽水道の設置者又は利用者が、当該貯水槽（以下「受水槽」という。）における使用水量の計量に関して、各戸毎検針及びその料金徴収を水道事業者に代行させることを特に希望する場合に、受水槽以降への各戸に水道メーターを設置する場合の取扱いに必要な基準等を定める。

3 企業長は、貯水槽水道の設置者に対して、当該受水槽までの給水装置部分に、これに流入する全水量を一括して、かつ適正に計量でき得る容量の水道メーター（以下「一括計量メーター」という。）を設置できる設備を設けさせ、当該一括計量メーターを設置する。

なお、上記メーターの設置設備の仕様と設置の方法は、給水装置の施工基準第4章4.5-5を準拠する。

2. 各戸メーターの設置基準

2.1（建物の種類）

各戸にメーターを設置できる建築物は、各戸が独立した構造により、特定の目的をもって専ら使用する（以下「独立専用」という。）条件を満たしていることを原則とする。なお、その共用部分において使用する水量を計量する水道メーター（以下「共用メーター」という。）の設置は、1個を原則とする。

(1) 住居専用建物

各戸が専用の入口、台所、便所、浴室等を備える等、独立専用の条件を満たす住宅の集合体には、各戸にメーターを設置することができる。

(2) 住居及び店舗等併用建物

① 住居専用部と店舗及び事務所等の非住居部が併用されている建築物の構造が、その各々について独立専用の条件を満たしていると判断できる場合は、各戸にメーターを設置することができる。

② 各戸が独立専用を満たしていない場合は、次に掲げるとおりメーターを設置することができる。

1 住居部分を一括して計量するメーターを設置することができる。

2 非住居部分を一括して計量するメーターを設置することができる。

3 共用部分を一括して計量するメーターを設置することができる。

(3) 非住居専用建物

店舗、事務所、工場、病院、学校等で、通常一般の住宅の用に供さない非住居のみの建築物に対しては、各戸にメーターを設置することを認めない。ただし、建築物の構造が、独立専用の条件を満たしており、企業長が各戸にメーターを設置して計量することが適当であると認めたときはこの限りではない。

2. 2 (各戸メーター設置のための設備の構造)

各戸にメーターを設置できる貯水槽水道は、高架水槽方式又はポンプ直送方式により給水することが可能な構造のものとし、消火設備を設置する場合は当該受水槽を水源としてはならない。

なお、消火設備専用水槽又は補水槽等を設けてこれに給水する場合は、当該建築物に設置が認められた共用メーターを経由したものでなければならない。

(1) ポンプ直送給水設備

当該各戸に貸与した水道メーター1個の正確下限流量以下での使用(運転)時におけるポンプ自動停止機能をポンプ単体又はシステムとして有すること。

(2) 高架水槽給水設備

① 高架水槽方式により給水する場合において、当該建築物の最上階の住居等に設置する水道メーター及び給水管は、全体計画の口径より1サイズ大きいものを採用し、水圧不足を補う措置をとることを奨励する。

② 最上階各戸における水道メーターの下流側の給水管口径は、管の摩擦損失水頭を小さくする目的をもって、メーター口径より1サイズ大きくすることができる。

(3) メーター関連設備

① 各戸に設置する水道メーターと、その上下流直近の止水栓等の装置、継手類等は、建築物のパイプシャフト内に整然と配置し、メーター取替え時の作業に支障をきたさないよう、これらが固定一体化された構造(以下「メーターユニット」という。)としなければならない。

なお、3階以下の建造物については、パイプシャフトに替えて、埋設式のユニット式メーターボックスを使用することも可とする。

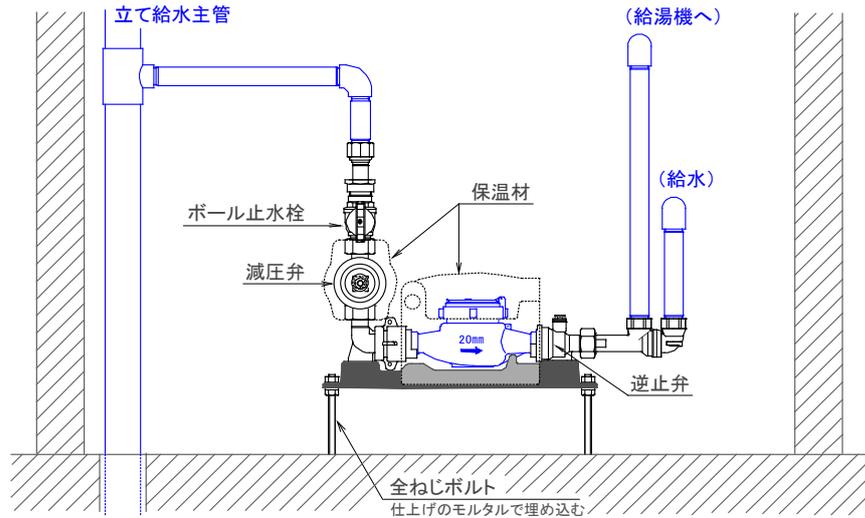
② メーターユニットの仕様及び配管参考模式図は、次に示すとおりとする。

【表-14. 2. 1 メーターユニットの仕様】

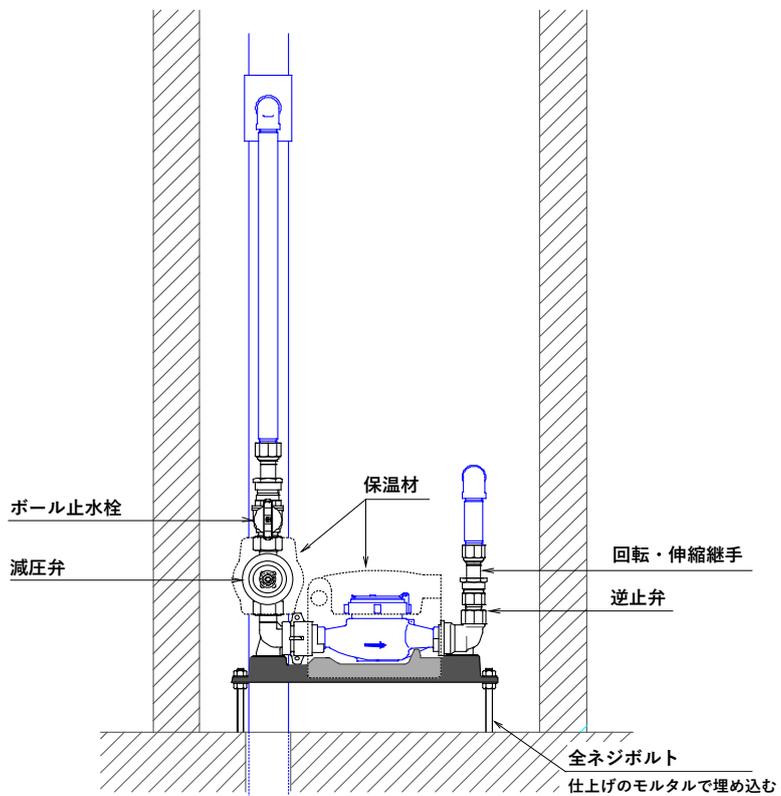
項目		呼び径		
		13	20	25
使用流体		常温の水道水		
使用圧力		1.0 MPa 以下		
メーター設置部	適合メーターの全長	100 mm	190 mm	210 mm
	適合メーターのねじ	普通ねじ・舶来ねじ・上水ねじ共用		
	メーターの脱着	逆向き設置防止機能付き、圧着式脱着機構の採用を認める		
止水栓	本体形式	ボール止水栓(メーター上流側設置)		
	ハンドル形式	樹脂製蝶ハンドル式(開閉方向明示有り、白色を推奨)		
減圧弁	本体形式	ストレーナ付(ねじ込み式)カートリッジ型減圧弁(メーター上流側設置)		
	二次側調製圧力範囲	0.15~0.30 MPa 程度		
	二次側設定圧力	0.25 MPa 以下により設計者が決定する		
逆止弁	本体	カートリッジ脱着型(メーター下流側設置)		
	形式	スプリング式又はボールリフト式		
ユニットベース部材		FCD450(ダクタイル鋳鉄)製		
保温材		水道メーター及び減圧弁は専用のカバーにより保温すること		

【図-14. 2. 1 パイプシャフト内配管 参考模式図】

模式図 1



模式図 2



2. 3 (一括計量メーターへの切替え措置)

企業長は、貯水槽水道の各戸にメーターを貸与して、戸別検針により料金徴収を代行している建築物が、本実施基準に適合しなくなった場合は、既設の各戸メーターを取り外して専用の代用管に置き替えた後、受水槽までの給水装置に設置した「一括計量メーター」による当該受水槽に係る全水量検針と、これに基づく料金徴収に切替える。

3. 各戸メーターの設置の申込み

3. 1 (申請書、請書等の提出)

貯水槽水道は、法第3条第8項及び第9項に規定する「水道施設」及び「給水装置」ではないので、この貯水槽水道の各戸に水道メーターを設置して戸別検針及び料金徴収を希望する場合、当該申込者は、「参考資料1 共同住宅等における貯水槽水道維持管理並びに企業団貸与の各戸メーターの戸別検針及び料金徴収に関する約款(資料1)」について十分理解した上で、「共同住宅等の認定及び企業団貸与の各戸メーターの戸別検針並びに料金徴収に関する申請書(別記様式第1号)」、次項に定める設置の許可条件を遵守して請ける旨の「請書(別記様式第2号)」及び「設備管理責任者選定(変更)届(別記様式第3号)」を提出しなければならない。

3. 2 (設置の許可条件)

(1) 貯水槽水道の新設工事施工の手続き

貯水槽水道の所有者となる者(以下「申込者」という。)は、当該貯水槽水道に各戸メーターを設置する工事を施行しようとする場合は、設計計画時において企業団と十分な協議を重ね、企業長が定める基準及び条件等に適合した設計により承認を受けた後、指定工事業者により当該工事を施工するものとする。

(2) 貯水槽水道の変更工事等施工の手続き

申込者は、当該貯水槽水道に各戸メーターを設置する新設工事の完了後において、増設、変更等の改造工事及び撤去工事を施工しようとする場合は、改めて上記3.1に定める手続きを行うこと。

(3) 加入金及びその相当額

① 申込者は、給水条例第31条に基づく加入金(以下「加入金」とする。)の金額に準拠し、各戸メーターの口径に応じた区分に従い算定した合計の相当額を、当該工事申込みの際に納入しなければならない。

② 企業長は、当該貯水槽水道の受水槽までの給水装置部分に設置した一括計量メーターに係る加入金の納入を免除する。

③ 企業長は、一括計量メーターへの切り替え措置を行ったとき、又は当該貯水槽水道の全部が廃止されたとき、一括計量メーターの口径に応じた加入金の額と既設の各戸メーターの口径に係る加入金に相当する額の合計に差額がある場合にも、その金額の徴収又は還付をしない。

④ 当該加入金の徴収及び免除については、別に定める「加入金の徴収及び免除に関する事務取扱要領」4.2を、当該貯水槽水道の受水槽までの給水装置部分に設置した一括計量メーターについて準用する。

(4) メーターの貸与及び取替え

① 企業長は、承認した貯水槽水道の工事が完了した後工事の検査を行い、給水装置及び当該貯水槽水道により給水が可能となったときに、一括計量メーター及び各戸メーターを貸与して設置する。

② 申込者又は各戸メーターの使用者(以下「使用者」という。)は、善良なる管理者の注意をもって一括計量メーター及び各戸のメーターを管理し、これを怠ったために亡失又は損傷したときは、給水条例第17条第3項の規定に準じて、その損害額を弁償すること。

③ 企業長は、計量法施行令(平成5年政令第329号)第18条に定める有効期間内毎に、一括計量メーター及び各戸メーターの取替えを行う。

(5) 使用水量の計量と料金算定

① 貯水槽水道の使用水量は、「各戸メーター」により計量する。

② 企業長は、当該貯水槽水道が各戸メーターを設置できる条件に適合しなくなったときは、受水槽上流側の給水装置に設置した一括計量メーターにより計量する。

③ ①及び②により計量した使用水量に係る水道料金(以下「料金」という。)の算定は、給水条例第24条及び第25条の規定を準用する。

(6) 料金等の徴収

① 前号③の料金は、前号①の計量に基づくものにあつては、使用者から徴収する。

② 前号③の料金は、前号②の計量に基づくものにあつては、申込者から徴収する。

③ 企業長は、各戸メーターの使用者が共同で使用する共用メーターの計量に基づく料金は、申込者から徴収する。

(7) 料金等の徴収方法

料金等の納入方法は、口座振替により隔月に徴収することを原則とする。ただし、これにより難しい事由があると認められるものについては、隔月毎に発行する納入通知書により、これを徴収する。

(8) メーターの保護

- ① 申込者及び使用者は、企業長が行うメーターの検針及び取替え作業に支障の無いよう、常にメーターの設置場所を点検管理して、メーターの保護に努めなければならない。
- ② 企業長が、メーターの検針及び取替え作業等において、保護装置及び保温材等の取替え又は補修等の必要性を認めて、申込者に対して改善の指示を出したとき、申込者は、この改善指示を遵守し、申込者の負担において速やかにこの指示事項を履行しなければならない。

(9) 給水の停止

- ① 企業長は、申込者及び使用者が、料金算定のために行う使用水量の計量等を拒み、又は妨げたときは、その者の給水を停止することができる。
- ② 企業長は、申込者及び使用者が、料金をその納期限までに納入しないときは、給水条例第36条を準用して、当該料金が完納されるまでの間、給水を停止することができる。

(10) 受水槽等の清掃

- ① 申込者は、受水槽及び高架水槽等の清掃、取替作業を行うときは、事前に企業長に届けなければならない。
- ② 企業長は、①の作業に伴う水道使用に係る料金を、申込者から徴収する。
- ③ 申込者は、上記①及び②に定める届出及び料金の支払いについて、第三者に委託することができる。

(11) 貯水槽水道設備の管理責任

- ① 申込者及び使用者は、当該貯水槽水道設備（受水槽を含む）によって供給される水質等の維持管理をするため、その設備管理責任者を選定（別記様式第11号）して、請書提出と同時に企業長に届け出ること。
- ② 設備管理責任者は、①に定める維持管理を誠実にを行うとともに、企業長の施設した配水管及びその他の水道施設の事故又は計画工事等による断水広報等により連絡を受けた場合は、これに協力し、当該設備等に事故の発生がないよう適切な処置を講じること。
- ③ 設備管理責任者を変更したときは、速やかに企業長に届け出ること。

(12) 立入調査及び検査

- ① 申込者は、企業長が当該貯水槽水道への立入調査又は検査の必要を認めたときは、これを了承し、積極的に協力すること。
- ② 申込者は、企業長の立入調査又は検査の結果、当該貯水槽水道の改善勧告を要求された場合は、これを遵守して速やかに申込者の負担において、適切な処置を講じること。

(13) 許可の取消し

- ① 企業長は、申込者又は使用者が、この「設置の許可条件」に違反したことにより、許可条件の履行が困難であると判断した場合は、当該申込者又は使用者に対し、期限付き改善要求を行うことができることとする。
- ② 企業長は、申込者又は使用者が、①の改善工事等を期限までに履行しないときは、許可を取り消すことができる。
- ③ 企業長が当該許可を取り消したときは、本実施基準2.3に記載した一括計量メーターへの切替措置を執行する。なお、これに要する費用は、申込者の負担とする。

(14) 損害の弁償及び紛争の処理

- ① 貯水槽水道設備及び企業長がそこに貸与した水道メーターに起因して発生した事故等により、申込者又は使用者が損害を受け、若しくは第三者に損害を与えたとき、又はこれによる紛争が生じたときの処理は、すべて申込者の責任において行う。
- ② 上記①の損害に対する賠償及び紛争処理の解決に要した費用は、申込者の負担とする。

(15) 所有者の変更

- ① 給水装置及び貯水槽水道の所有者に変更があるときは、速やかに企業長に届け出ること。
- ② このとき、新所有者に対して当該給水装置及び貯水槽水道の装置に、本実施基準における「設置の許可条件」が付加されていることを熟知させること。また、上記装置が「建物の区分所有に

関する法律（昭和37年法律第69号）」の適用を受ける建物に属する場合における新所有者は、その区分所有者の団体から選任された代表者又は管理組合法人に限る。

(16) その他

この「設置の許可条件」に定めのない事項については、給水条例及び群馬東部水道企業団給水条例施行規程（平成28年企業管理規程第11号）の規定に準ずる。

4. 経過の措置

1. 平成28年3月末日現在貯水槽水道を所有し、その受水槽以降に集中検針方式の隔測式水道メーターを私設して、企業長が別に定める「共同住宅等の戸別検針及び料金徴収に関する契約」を締結しているか、又はこの契約に基づくと企業長が認める実態のある貯水槽水道については、当該契約書に基づいた取扱いを継続できるものとする。
2. 平成28年4月以降に、上記1.に記載した貯水槽水道を所有している者が、当該貯水槽水道のメーター関連設備を本実施基準の仕様に改造して、企業長の確認を受け、本実施基準に基づき「各戸メーターの設置の申込み（請書及び設備管理責任者選定届）」を行い、企業長がこれを受理したとき、本実施基準を適用する（メーター口径等）。

このとき企業長は、加入金の金額に準拠し、当該受水槽水道に設置した各戸メーターの口径に応じた区分に従い算定した合計の相当額の納入を免除する。

共同住宅等における貯水槽水道維持管理並びに企業団貸与の 各戸メーターの戸別検針及び料金徴収に関する約款

(趣旨)

第1条 この約款は、群馬東部水道企業団企業長 清水 聖義（以下「甲」という。）と、申込者（以下「乙」という。）との間において、共同住宅等における貯水槽水道維持管理並びに企業団より貸与する受水槽下流側に設置したメーター（以下「各戸メーター」という。）の戸別検針及び料金徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(維持管理)

第2条 乙は、受水槽下流側の装置（以下「貯水槽水道」という。）が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条（用語の定義）第8項及び第9項の規定による給水装置ではないため、法第14条（供給規程）第2項第5号の定めにより、群馬東部水道企業団給水条例（平成28年群馬東部水道企業団条例第21号。以下「条例」という。）第38条（企業団の責務）及び第39条（設置者の責務）に従い、維持管理を行うものとする。

なお、この管理上の責任については、条例第20条（水道使用者等の管理上の責任）に準じるものとする。

- 2 前項の装置について、甲は一切の責任を負わない。
- 3 分譲マンションにおいては、自治会または管理組合等（以下「管理組合等」という。）が発足されるまでの間、乙が責任をもって管理することとし、それらが発足され次第、甲に対し乙から管理組合等へと契約者を変更する届出を行うものとする。
- 4 乙は、貯水槽水道に故障、漏水等が発生した場合は、甲へ速やかに報告し、当該箇所の修繕をしなければならない。
- 5 甲は、甲が必要と認めるときは、乙の装置を検査し、乙に対して適切な処置をさせることができるものとする。
- 6 前各項に係る費用等の負担は、すべて乙が行うものとする。

(使用水量の計量と料金算定)

第3条 貯水槽水道の使用水量は、各戸メーターにより計量する。

- 2 甲は、貯水槽水道が各戸メーターを設置できる条件に適合しなくなったとき、受水槽上流側の給水装置に設置したメーター（以下「一括計量メーター」という。）により計量する。
- 3 前各項により計量した使用水量に係る水道料金（以下「料金」という。）の算定は、条例第24条（料金）、第25条（料金の算定）及び第26条（使用水量の認定）の規定を準用する。

(料金等の徴収)

第4条 前条第3項の料金は、同条第1項の計量に基づくものにあつては、各戸メーターの使用者から徴収し、同条第2項の計量に基づくものにあつては、乙から徴収する。

- 2 甲は、各戸メーターの使用者が共同で使用する共用メーターの計量に基づく料金は、乙から徴収する。
- 3 甲は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町（以下「各市町」という。）との下水道使用料等徴収事務委託契約に基づき、各市町下水道条例等の定めるところにより算定する下水道使用料等（以下、料金と合わせて「料金等」という。）は、前各項に係る該当者から徴収する。

(料金等の徴収方法)

第5条 料金等は、口座振替により隔月に徴収することを原則とする。

ただし、これにより難い事由があると認められるものについては、隔月毎に発行する納入通知書により、これを徴収する。

(メーターの保護)

第6条 乙及び各戸メーターの使用人は、甲が行うメーターの検針及び取替作業に支障の無いよう、常にメーターの設置場所を点検管理して、メーターの保護に努めなければならない。

2 甲が、メーターの検針及び取替え作業等において、保護装置及び保温材等の取替え又は補修等の必要性を認めて、乙に対して改善の指示を出したとき、乙は、この改善指示を遵守し、速やかにこの指示事項を履行しなければならない。なお、この際に発生した費用等の負担は、すべて乙が行うものとする。

(給水の停止)

第7条 甲は、料金等算定のために行う使用水量の計量等について、乙及び各戸メーターの使用人が拒み、又は妨げたときは、その者の給水を停止することができる。

2 甲は、乙及び各戸メーターの使用人が、料金等をその納期限までに納入しないときは、条例第36条(給水の停止)を準用し、当該料金等が完納されるまでの間、給水を停止することができる。

(受水槽等の清掃)

第8条 乙は、受水槽及び高架水槽等の清掃、取り替え作業を行うときは、事前に甲に届けなければならない。

2 甲は、前項の作業に伴う水道使用量に係る料金を乙から徴収する。

3 乙は、前各項に定める届出及び料金の支払いについて、第三者に委託することができる。

(貯水槽水道の管理責任)

第9条 乙及び各戸メーターの使用人は、当該貯水槽水道(受水槽を含む)によって供給される水質等の維持管理をするため、その設備管理責任者を選定し、請書とともに甲に届け出ること。

なお、この届出の際には、受水槽方式の共同住宅等における各戸メーターの設置と戸別検針及び料金徴収に関する実施基準(平成28年4月1日施行。以下「実施基準」という。)に定めた様式を用いること。

2 設備管理責任者は、前項に定める維持管理を誠実に行うとともに、甲の布設した配水管及びその他の水道施設の事故又は計画工事等による断水広報等により連絡を受けた場合は、これに協力し、当該設備等に事故の発生がないよう適切な処置を講じること。

3 設備管理責任者を変更したときは、速やかに甲に届け出ること。

(立入調査及び検査)

第10条 乙は、甲が貯水槽水道への立入調査又は検査の必要性を認めたときは、これを了承し、積極的に協力すること。

2 乙は、甲の立入調査又は検査の結果、貯水槽水道の改善勧告を要求された場合は、これを遵守して速やかに適切な処置を講じること。なお、この際に発生した費用等の負担は、すべて乙が行うものとする。

(許可の取消し)

第11条 甲は、乙又は各戸メーターの使用人が、実施基準内の「設置の許可条件」に違反したことにより、許可条件の履行が困難であると判断した場合は、乙又は各戸メーターの使用人に対し、期限付き改善要求を行うことができる。

2 甲は、乙又は各戸メーターの使用人が、前項の改善工事等を期限までに履行しないときは、許可を取り消すことができる。

3 甲が当該許可を取り消したときは、実施基準 2.3（一括計量メーターへの切替え措置）に記載した一括計量メーターへの切替え措置を執行する。なお、この際に発生した費用等の負担は、すべて乙が行うものとする。

4 甲は、自治会又は管理組合等が発足されたにもかかわらず、乙が甲に契約者変更の届出を怠ったとき、許可を取り消すことができる。

（損害の賠償及び紛争の処理）

第12条 貯水槽水道及び甲が貸与した水道メーターに起因して発生した事故等により、乙又は貯水槽水道の使用者が損害を受け、若しくは第三者に損害を与えたとき、又はこれによる紛争が生じたときの処理は、すべて乙の責任において行う。

2 前項の損害に対する賠償及び紛争処理の解決に要した費用等の負担は、すべて乙が行うものとする。

（所有者の変更）

第13条 給水装置及び貯水槽水道の所有者に変更があるときは、速やかに甲に届け出ること。

2 このとき、新所有者に対して当該給水装置及び貯水槽水道に、実施基準における「設置の許可条件」が付加されていることを熟知させること。

また、給水装置及び貯水槽水道が「建物の区分所有に関する法律」の適用を受ける建物に属する場合における新所有者は、その区分所有者の団体から選任された代表者又は管理組合法人に限る。

（その他）

第14条 この約款に定められた事項について疑義が生じたときは、条例及び群馬東部水道企業団給水条例施行規程（平成28年企業管理規程第11号。）を準用する。ただし、これらによりがたいときは、甲乙協議して定めることとする。

年 月 日

群馬東部水道企業団
企業長 清水 聖義 殿

申込者（所有者）
住 所
氏 名

印

共同住宅等の認定及び企業団貸与の各戸メーターの
戸別検針並びに料金徴収に関する申請書

このことについて、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 建築物所在地
(建物の名称) ()
- 2 建築物の構造
- 3 入居世帯数
- 4 企業団貸与メーター
 - (1) メーター口径
 - (2) メーター個数
- 5 施工工事店名
- 6 関係書類
請書
設備管理責任者 選定〔変更〕届

別記様式第2号（正）



年 月 日

群馬東部水道企業団
企業長 清水 聖義 様

申込者（所有者）

住 所

氏 名

印

請 書

申請の建築物

貯水槽水道の所在地	
建築物の名称	
受付番号	第 号

上記申請の建築物に属する貯水槽水道の使用水量の計量に関する各戸検針と各戸料金徴収を希望するにあたっては、群馬東部水道企業団給水条例、その他関係規程の規定に基づき、群馬東部水道企業団 企業長が別に定める各戸メーター設置の許可条件をお請けいたします。



年 月 日

群馬東部水道企業団
企業長 清水 聖義 様

申込者（所有者）

住 所

氏 名

印

請 書

申請の建築物

貯水槽水道の所在地	
建築物の名称	
受付番号	第 号

上記申請の建築物に属する貯水槽水道の使用水量の計量に関する各戸検針と各戸料金徴収を希望するにあたっては、群馬東部水道企業団給水条例、その他関係規程の規定に基づき、群馬東部水道企業団 企業長が別に定める各戸メーター設置の許可条件をお請けいたします。

年 月 日

群馬東部水道企業団
 企業長 清水 聖義 様

申込者（所有者）

住 所

氏 名

印

設備管理責任者選定（変更）届

建物の所在地	
建築物の名称	
受付番号	第 号
変更年月日	年 月 日
設備管理責任者	〒 ー 住 所 氏 名 印 自宅Tel () 会社Tel ()